

令和2年5月1日

教職員 各位

国立大学法人福岡教育大学  
学長 飯田 慎司

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態  
宣言等に基づく本学の対応について（通知）

令和2年4月7日に、国からの緊急事態宣言に基づき福岡県知事から、5月6日までの間、緊急事態措置を実施することが示されました。本学はそれを受け、4月8日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に基づく本学の対応の基本方針について」を定め、感染拡大防止に向けて対応を行っているところです。

5月7日以降の緊急事態措置については、今後の感染状況を踏まえ、国からの緊急事態宣言に基づき福岡県から示されることとなりますが、早急に対応するためにも、あらかじめ本学における対応について、下記のとおりお知らせします。

なお、緊急事態措置が示された後、改めて本学における基本方針について定めることとしておりますので、申し添えます。

記

《緊急事態宣言等に基づく本学の対応について》

(1) 学生（大学院生等を含む）

- ・学内への入構を6月26日（金）まで原則として禁止します。
- ・授業開始は、5月11日（月）からとし、6月26日（金）までの間、全ての授業はインターネットを活用した遠隔授業のみで実施します。
- ・課外活動は6月26日（金）まで禁止とし、再開については別途通知します。

## (2) 教職員

- ・令和2年4月8日付け通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務について」に基づく対応を、緊急事態措置に示す期間まで継続することとし、原則として在宅勤務による業務対応とします。

ただし、特段の事情により出勤の上、業務に従事する必要があると認める場合は、この限りではありません。その場合においても、当該業務に従事する教職員の出勤を当番制にするなど業務の工夫・改善等を行い、実施期間中の職員の出勤回数の低減を図るものとしします。

※実施期間は、福岡県からの緊急事態措置による期間を踏まえ決定しますが、感染拡大の状況により変更することがあります。